

# 栃木地方最低賃金審議会

議事録  
議事要旨

(整理番号 0623)

第2回 電子部品等製造業最低賃金専門部会

令和6年10月15日 一部公開

開催日時	令和6年10月15日(火)	13時30分～16時15分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 金額改定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、第2回栃木県電子部品等製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 委員全員が出席し本会議が成立していることを報告。 併せて、傍聴人及び報道関係者の出席がないことを報告。</p> <p>それでは、以降の議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。</p>
荻原部会長	<p>それでは、ここからは私の方で、議事を進めさせていただきます。本日も「傍聴人なし」との報告がありましたが、本日の専門部会につきましても、第1回で事務局から説明のあったとおり「公開」という取扱いになります。</p> <p>ただし、公労協議と公使協議の場面及び公労使三者がそろって審議する場面であっても採決を行う場面につきましては、委員個人の情報及び権利権益の保護並びに意思決定の中立性の確保の観点から、専門部会運営規程第7条第1項の但し書きを適用し「非公開」と</p>

	<p>いたします。</p> <p>それでは、議題（１）の「金額改定について」ですが、最初に、事務局から資料が提出されておりますので、説明をお願いします。</p>
事務局	— 資料説明 —
荻原部会長	ただ今の説明について、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
荻原部会長	<p>特に御質問などが無いようであれば、これより、金額審議に入りたいと思いますが、本日は、当専門部会の最終日となります。</p> <p>労・使それぞれの代表委員の皆様には、前回の金額審議の終了時に、更なる御検討をお願いしておりました。</p> <p>本日は、是非、全会一致で結審できるよう、イニシアティブの発揮に御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、前回の審議状況についてですが、労働者代表委員の最終提示が 58 円引上げ、使用者代表委員の最終提示が 42 円引上げということでありました。</p> <p>なお、第 1 回では労使ともに御意見はありませんでしたが、改正発効日については、「例年どおり 12 月 31 日とする」という前提の下で金額審議を行っているという認識でよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
荻原部会長	<p>それでは、本日も前回に引き続き公労協議・公使協議の順で審議を重ねていきたいと思っておりますので、ここからの審議は議事録上も「非公開」といたします。</p> <p>まずは、労働者代表委員から持ち帰って御検討いただいた御意見を伺いますので、事務局は、使用者代表委員を協議室に案内してください。</p> <p>《《 以降、非公開 》》</p> <p>— 第 1 回公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第 1 回公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第 2 回公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第 2 回公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第 3 回公益・労働者代表協議 —</p>

荻原部会長	<p>— 労働者代表委員、協議室で再協議 —</p> <p>— 公益代表委員協議 —</p> <p>— 公益・労働者代表再協議 —</p> <p>— 第3回公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 使用者代表委員、協議室で再協議 —</p> <p>— 公益・使用者代表再協議 —</p> <p>— 第4回公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 公益代表委員協議 —</p> <p>《《 以降 公開 》》</p> <p>— 公益・労使代表協議 —</p>
	<p>お待たせいたしました。</p> <p>ここからは、公労使三者がそろって審議する場面となりますので、議事録上も「公開」といたします。</p> <p>当電子部品等製造業専門部会においては、10月10日に第1回、本日第2回の2日間にわたり金額審議を行ってきたところですが、最終提示額が、労働者側53円引上げ1,061円、使用者側43円引上げ1,051円となっており、現時点において、意見の一致に至っておりません。</p> <p>つきましては、時間的な制約もありますので、この後、公益見解をお示しさせていただきたいと思っております。</p> <p>本年度、当電子部品等製造業専門部会におきましては、委員の皆様には御協力をいただき、お互いの主張に耳を傾けながら真摯に審議を重ねていただきましたことに感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、労使それぞれの代表委員の御意見には隔たりがあり、現時点において意見の一致には至っておりません。</p> <p>このため、公益見解をお示しいたしますので、これを踏まえ労使それぞれの代表委員は、全会一致に向けての協議をお願いいたします。</p> <p>それでは公益見解をお示しいたします。</p> <p>「現在、労働者代表委員の主張は53円引き上げの1,061円、使用者代表委員の主張は43円引き上げの1,051円となっておりますが、公益代表委員としては、これまでの審議経過、労使それぞれの代表委</p>

員の主張を尊重したうえで、当該特定最低賃金の優位性の確保はもとより、物価高騰による労働者の生計費等への影響、本年の春闘妥結状況等を考慮する一方で、原材料費・エネルギー費の高騰や、円安による経営への影響、特に中小零細企業においては価格転嫁が思うように進んでいない現状等も考慮する必要があることから、これらを総合的に勘案して、現行の1,008円を48円引き上げ、時間額1,056円、発効日は令和6年12月31日とする見解をお示しいたします。」

以上の公益見解を踏まえ、労・使それぞれの代表委員の皆様には、最後にもう一度全会一致に向けた御検討をお願いします。

それでは、労使代表委員の皆様はそれぞれの協議室での協議をお願いします。

最終的に労使双方の皆様にご合意いただければ全会一致となりますが、合意が得られなければ採決となります。

別室での協議終了後に、労働者代表委員、使用者代表委員の順で、協議結果をお伺いしたいと思います。

事務局は、労働者代表委員と使用者代表委員をそれぞれ協議室に案内してください。

なお、ここからは公労協議・公使協議の場面となりますので、「非公開」といたします。

《《 以降 非公開 》》

— 労使それぞれの協議室にて協議 —

— 公益・労働者代表協議 —

— 公益・使用者代表協議 —

《《 以降 公開 》》

— 公益・労使代表協議 —

荻原部会長

ここからは、公労使三者がそろって審議する場面となりますので、議事録上も「公開」といたします。

ここまで公労協議・公使協議を重ねてまいりましたが、その間、相手方の主張にもしっかりと耳を傾け、真摯に御審議いただきましたことをまずは感謝申し上げます。

審議の結果、労・使それぞれの代表委員の御協力により、双方とも公益見解にご賛同いただきましたので、専門部会の審議が「全会一致」に至りました。

この場で改めて皆様にご確認をいたしますが、改定額は、現行の1,008円を48円引き上げて、時間額1,056円とし、発効日は令和6

	年 12 月 31 日とすることで結審してよろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
荻原部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、専門部会の議決が「全会一致」である場合には、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用して、「専門部会の議決を栃木地方最低賃金審議会の議決とする」旨、8 月 21 日に開催されました第 4 回栃木地方最低賃金審議会において、あらかじめ議決されておりますので、本日の専門部会の決議をもって、栃木労働局長に答申することといたします。</p> <p>また、専門部会運営規程第 9 条に基づき、栃木地方最低賃金審議会会長に報告を行うこととします。</p> <p>事務局は、専門部会報告書（案）及び答申文（案）を作成して、各委員に配付してください。</p>
事務局	— 報告書（案）及び答申文（案）を作成の上、各委員に配付 —
荻原部会長	<p>それでは、最初に、専門部会報告書（案）について審議いたします。</p> <p>事務局は、確認のため専門部会報告書（案）を朗読してください。</p>
事務局	— 専門部会報告書（案）を朗読 —
荻原部会長	この報告書（案）について、御意見などありますか。
各代表委員	— 意見等なし —
荻原部会長	<p>御意見などないようですので、専門部会報告書を原案のとおり決定し、10 月 30 日開催予定の第 5 回栃木地方最低賃金審議会において、会長あて報告することといたします。</p> <p>専門部会報告書（案）を削除して、本日 10 月 15 日の日付を記入してください。</p> <p>続きまして、答申文（案）について審議いたします。</p> <p>事務局は、確認のため答申文（案）を朗読してください。</p>
事務局	— 答申文（案）を朗読 —
荻原部会長	この答申文（案）について、御意見などありますか。
各代表委員	— 意見等なし —
荻原部会長	御意見などないようですので、答申文を原案のとおり決定します。答申文の（案）を削除して、本日 10 月 15 日の日付を記入してくだ

	<p>さい。</p> <p>事務局は答申文を作成してください。</p>
事務局	<p>— 答申文作成 —</p>
荻原部会長	<p>それでは、ただ今から栃木労働局長あてに答申を行いますので、局長の代理として、労働基準部長に受け取りをお願いします。</p>
部会長・基準部長	<p>— 部会長から労働基準部長に答申文を手交 —</p>
荻原部会長	<p>ここで、労働局を代表して、労働基準部長から挨拶があります。</p>
労働基準部長	<p>委員の皆様には、大変お忙しい中、2日間にわたり建設的かつ真摯に御審議いただきましたことに、心より御礼申し上げます。</p> <p>本日の結審にあたりましては、公益見解が示される展開となりましたが、最終的に全会一致で結審することができました。</p> <p>労働者代表委員の皆様と使用者代表委員の皆様におかれましては、お互いの意見を尊重しつつ、最大限に歩み寄りいただきましたこと、また、公益代表委員の皆様には、適切かつ粘り強く進行いただきましたこと、公・労・使それぞれの代表委員の皆様には、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>本日の結審を受けまして、事務局におきまして12月31日の改正発効に向けまして所要の手続きを行うとともに、その周知広報、履行確保を含めて全力を尽くしてまいります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、引き続き御支援と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p>
荻原部会長	<p>それでは、次の議題（2）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p> <p>特に無いようであれば、事務局より、本日結審した栃木県電子部品等製造業最低賃金の改正について、今後の手続きを説明してください。</p>
事務局	<p>— 今後の手続き等説明 —</p>
荻原部会長	<p>ただ今の説明について、御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
荻原部会長	<p>特に無いようであれば、これを持ちまして、本日の専門部会の議題は、全て終了となりますが、本日の議事につきましては、運営規程第8条第1項の規定により、議事録を作成することになります。</p>

	<p>また、議事録については、同条第2項の「但し書き」の規定に基づき、議事録の一部を非公開とし、同条第3項の規定による議事要旨を作成の上、公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
荻原部会長	<p>それでは、議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p>
荻原部会長	<p>それでは、労働者代表委員小関委員、使用者代表委員鈴木委員にお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の栃木県電子部品等製造業最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>